

令和5年7月21日

保護者の皆様へ

沖縄県立沖縄水産高等学校長  
(公印省略)

## 専攻科修学支援金（授業料支援）第Ⅱ期（令和5年7月～令和6年6月）の申請手続きについて

専攻科修学支援金制度は、授業料の支援制度です。

令和5年7月以降も継続して支援を受けられるか審査を行いますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、専攻科修学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

### 記

#### 1 提出対象者

以下のいずれかに該当する方は提出が必要です。

- (1) 支援を継続希望する
- (2) 支援を辞退する
- (3) これまでに専攻科支援金の審査のために個人番号を提出したことがない
- (4) 生徒の生計を維持している者に変更があった

例：離婚や再婚による保護者の増減、生徒が課税されるほどの収入を得た

- (5) 家計急変がある ※学校で様式を用意するので問い合わせください。

#### 2 提出書類

※提出様式のうち、確認書はお知らせと一緒に配布していますので、そちらを提出してください。その他の様式が必要な場合は、学校のホームページから印刷するか、学校の事務室にて取ってください。郵送を希望する場合はお問い合わせください。

##### (1) 支援を継続希望する場合

- ① 確認書

##### (2) 支援を辞退する場合

- ① 確認書


##### (3) 個人番号を提出したことがない場合

- ① 確認書
- ② 沖縄県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書（様式2）
- ③ 個人番号カード（写）等貼付台紙（別紙1-4）

または保護者等の令和5年度課税証明書等（市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額の確認できるもの。ただし課税標準額×6%の合計額が100円未満の場合は、調整控除額の記載はなくても可。）

※令和5年1月1日時点で生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書でも可。

※個人番号を提出いただいた場合は、以降の継続審査時の税照会を個人番号にて行いま



裏面にも続きます

すので、次回以降の申請が不要になります。

④（個人番号を郵送する場合）身分証明書貼付台紙（別紙2）

⑤（個人番号を代理人が提出する場合）委任状（別紙5-4）

※生徒や配偶者へ委任する場合も委任状が必要になります。

**(4) 生徒の生計を維持している者に変更があった場合**

(3)と同様

**(5) 家計急変申請で申請する場合（様式は学校の事務室にて渡します）**

①確認書

②沖縄県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書（様式2）

③個人番号カード（写）等貼付台紙（別紙1-4）

または保護者等の令和5年度課税証明書等（市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額の確認できるもの。ただし課税標準額×6%の合計額が100円未満の場合は、調整控除額の記載はなくても可。）

④申請日前6ヶ月分の収入が分かる書類

※家計急変の発生後、6ヶ月を経過していない場合は、その他書類を先に提出し、④は後日提出してください。

⑤家計急変の内容を証明する書類等

※家計急変の内容によって提出する書類が異なりますので、学校までお問い合わせください。

**3 提出期限 令和5年8月4日（金）**

**4 提出先 沖縄水産高校事務室**

**5 留意事項**

(1)（1年生保護者へ）4月に提出していただいた申請は第Ⅰ期（令和5年4月～6月分）の手続きです。令和5年7月以降分については、今回第Ⅱ期の手続きをしていただく必要があります。

(2)下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。

①正当な理由がなく提出期限までに書類の提出がない。

②保護者等の「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が100円以上である。

※「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が100円以上51,300円未満である場合は半額支援となり、授業料の半額は納めていただくことになります。